

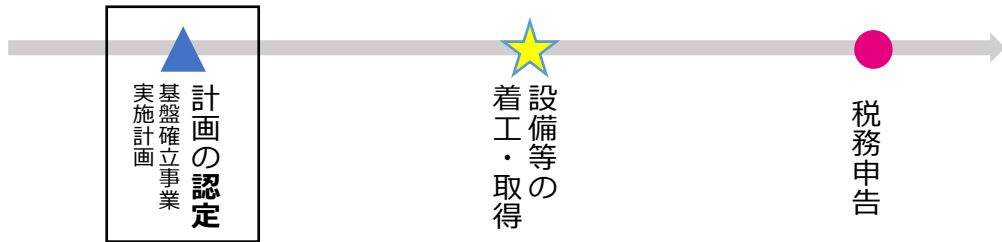
みどり投資促進税制の活用にあたっての留意点 (事業者向け)

税制の適用を受けられるのは、

化学肥料・化学農薬に代替する資材を製造する専門の設備等の取得※に当たり、当該設備の導入について記載した「基盤確立事業実施計画」を作成し、主務大臣の認定を受けた事業者です。

(※中古のものを取得した場合、本税制は適用できません)

計画認定の前に対象設備を着工・取得してしまうと、税制の適用を受けられませんので、計画の申請・認定と設備投資のタイミングには十分留意してください。



税務申告時には、「償却限度額の計算に関する明細書」を所轄の税務署に提出いただきます。

このほか、

- ・主務大臣からの計画認定通知書
- ・納品書等（取得した設備等の名称、取得日等が分かる書類）

などの書類・帳簿類については、一定期間（※）適切に保存する必要があります。

(※) 領収書は7年、契約書・納品書等は5年

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書			事業年度又は連結事業年度	法人名		
資産区分	種類	1				
	構造	2				
	細目	3				
	取得年月日	4				
	事業の用に供した年月	5				
	耐用年数	6				
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外			
		8				
		9				
当期分の償却限度額	増加償却額	33				
	当期分の普通償却限度額等	34				
	租税特別措置法による特別償却限度額	35	条 項	条 項	条 項	条 項
	特別償却限度額	36	外	外	外	外
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37				
	合計	38				
	当期償却額	39				
	償却不足額	40				
		41				

別表十六(二) 令四・四・一以後終了事業

みどり投資促進税制は、
・所得税にあっては第11条の4第2項、
・法人税にあっては第44条の4第2項に基づき、特別償却が適用されます。
括弧内には特別償却率（機械等32%又は建物等16%）を記載して下さい。